

農作物	試験圃場	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
サマースカッシュ (果実)	5	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	6回	1日	圃場A:0.08 圃場B:0.10 圃場C:0.05 圃場D:0.05 圃場E:0.11
カンタロープ (果実)	6	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	6回	1日	圃場A:0.17 圃場B:0.14 圃場C:0.10 圃場D:0.19 圃場E:0.25 圃場F:0.1
ほうれんそう (茎葉)	7	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	6回	6日 0日 0日 6日 0日 0,7日 0日	圃場A:2.28(6回、6日) 圃場B:18.5 圃場C:8.25 圃場D:2.81(6回、6日) 圃場E:23.0 圃場F:13.6 圃場G:12.5
ほうれんそう (茎葉)	4	80%顆粒水和剤	113g ai/ac 散布	6回	0日	圃場A:16 圃場B:6.2 圃場C:10.1 圃場D:9.6
ほうれんそう (茎葉)	4	22.8%フロアブル	113g ai/ac 散布	6回	0日	圃場A:14 圃場B:5.0 圃場C:7.7 圃場D:12.0
未成熟豆類※ (莢付豆)	3	80%顆粒水和剤	13.9g ai/km 畝間 +280g ai/ha 散布	1+6回	0日	圃場A:0.38(1+6回、0日) (#) 圃場B:0.10(1+6回、0日) (#) 圃場C:1.0(1+6回、0日) (#)
多肉未成熟豆類※ (豆)	1	80%顆粒水和剤	13.9g ai/km 畝間 +280g ai/ha 散布	1+6回	0日	圃場A:0.02(1+6回、0日) (#)
レモン (果実)	3	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布 (水量60- 68gallon/acre)	6回	0日	圃場A:0.69 圃場B:0.63 圃場C:0.58
レモン (果実)	3	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布 (水量221-235 gallon/acre)	6回	0日	圃場A:0.42 圃場B:0.47 圃場C:0.27
オレンジ (果実)	4	80%顆粒水和剤	113g ai/ac 散布	6回	0日	圃場A:0.44 圃場B:0.28 圃場C:0.83 圃場D:0.56
オレンジ (果実)	4	フロアブル (208lb/gallon)	113g ai/ac 散布	6回	0日	圃場A:0.23 圃場B:0.35 圃場C:1.05 圃場D:0.72
グレープフルーツ (果実)	4	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布 (水量53- 67gallon/acre)	6回	0日	圃場A:0.18 圃場B:0.20 圃場C:0.18 圃場D:0.18
グレープフルーツ (果実)	3	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布 (水量217-242 gallon/acre)	6回	0日	圃場A:0.24 圃場B:0.24 圃場C:0.37
ラズベリー※ (果実)	2	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	7回 6回	0日 0日	圃場A:0.69(7回、0日) (#) 圃場B:2.33
ブラックベリー※ (果実)	1	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	7回	0日	圃場A:2.87(7回、0日) (#)

農作物	試験圃場	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
ブルーベリー※ (果実)	7	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	0日 0,7日	6回	圃場A:1.33 (6回、0日) (#) 圃場B:0.493 (6回、0日) (#) 圃場C:0.918 (6回、0日) (#) 圃場D:0.677 (6回、0日) (#) 圃場E:0.869 (6回、0日) (#) 圃場F:0.857 (6回、0日) (#) 圃場G:1.06 (6回、0日) (#)
クランベリー (果実)	4	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	6回	3,14日 3,13日 3,15日 3,14日	圃場A:0.151 (6回、14日) 圃場B:0.257 圃場C:0.282 圃場D:0.181
バナナ (果実) (無袋)	6	80%顆粒水和剤	151g ai/ha 散布	8回	0日	圃場A:0.10 圃場B:0.18 圃場C:0.10 圃場D:0.21 圃場E:0.25 圃場F:0.15
バナナ (果実) (袋詰)	6	80%顆粒水和剤	151g ai/ha 散布	8回	0日	圃場A:0.04 圃場B:0.01 圃場C:0.02 圃場D:0.05 圃場E:0.02 圃場F:0.13
マンゴー (果実)	3	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	6回	0日	圃場A:0.243 圃場B:0.0686 圃場C:0.444
ライチ (果実)	2	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	5回	0日	圃場A:1.66 圃場B:0.231
パパイヤ (果実)	2	500g ai/kg	80g ai/ha 散布 160g ai/ha 散布	6回	0,3,7, 10,14日	圃場A:0.16 (6回、0日) 圃場B:0.49 (6回、0日)
綿実 (種子)	12	80%顆粒水和剤	18.6g ai/km 畝間散布	1回	202日 180日 182,217日 184,237日 166日 163,218日 161,205日 182日 190日 207日 148,198日 161,215日	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01 圃場C:<0.01 圃場D:<0.01 圃場E:<0.01 圃場F:<0.01 圃場G:<0.01 圃場H:<0.01 圃場I:<0.01 圃場J:<0.01 圃場K:<0.01 圃場L:<0.01
なたね (種子)	1	水和剤 (250g ai/L)	250g ai/L 散布	2回	21,23日	圃場A:0.05
なたね (種子)	1	フルトリアフォル 水和剤	200g ai/L 散布	2回	21,23日	圃場A:0.03
キャノーラ (種子)	2	80%顆粒水和剤	448g ai/ha 散布	1回	71日 65日	圃場A:<0.01 圃場B:0.01
アーモンド (種子)	5	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	6回	29日 29日 29日 29日 28日	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01 圃場C:<0.01 圃場D:<0.01 圃場E:<0.01
ピスタチオ (種子)	3	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	6回	7日	圃場A:0.406 圃場B:0.354 圃場C:0.244
ホップ (新鮮穂軸)	2	フロアブル (250g ai/L)	250g ai/ha 散布	6回	28日 26日	圃場A:3.2 (6回、28日) (#) 圃場B:3.4 (6回、26日) (#)

農作物	試験圃場	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
ホップ※ (乾燥穂軸)	4	フロアブル (250 g ai/L)	250g ai/ha 散布	6回	28日	圃場A:12 (6回、28日) (#) 圃場B:10 (6回、28日) (#) 圃場C:15 (6回、26日) (#) 圃場D:9.3 (6回、26日) (#)
					26日	
ディル (種子)	3	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	6回	0日	圃場A:6.20 圃場B:17.4 圃場C:23.3
バジル (葉)	3	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	6回	0日	圃場A:46.3 圃場B:23.3 圃場C:19.3
				5回		
				6回		
ピーマン※ (果実)	5	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	6回	0, 8日	圃場A:0.107 (6回、8日) (#)
					0, 6日	圃場B:0.369 (6回、0日) (#)
					0日	圃場C:0.314 (6回、0日) (#)
				7回	0, 7日	圃場D:0.242 (6回、7日) (#)
					0日	圃場E:0.136 (7回、0日) (#)
とうがらし※ (果実)	4	80%顆粒水和剤	280g ai/ha 散布	6回	0, 8日	圃場A:0.834 (6回、0日) (#)
					0日	圃場B:0.499 (6回、0日) (#)
					0日	圃場C:0.059 (6回、0日) (#)
				8回	0日	圃場D:0.915 (8回、0日) (#)
コーヒー豆※ (種子)	1	80%顆粒水和剤	50g ai/ha 散布	5回	21, 28, 35, 42日	圃場A:<0.01 (5回、21日) (#)

海外で実施された作物残留試験のうち、作物残留試験が実施された国の使用方法の範囲内で試験が行われていない試験成績等については記載していない。

ただし、作物名に「※」が記されている未成熟豆類、多肉未成熟豆類、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、ホップ、ピーマン、とうがらし及びコーヒー豆の試験については作物残留試験が実施された国における使用方法の範囲外で実施されているものの、作物残留試験条件等を考慮し、基準値設定の際の参考とすることとした。

一部の作物残留試験については、各国政府の要請により記載していない。

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

注) 最大残留量: 当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験結果) を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。(参考: 平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」)

なお、食品安全委員会農薬専門調査会の農薬評価書「アゾキシストロビン」に記載されている作物残留試験成績は、各試験条件における残留農薬の最高値及び各試験場、検査機関における最高値の平均値を示したものであり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○		5.0	アメリカ	<0.01(#), <0.01(#), 0.01(#), 0.02(#), 0.04(#), 0.02(#), 0.03(#), 0.04(#), <0.01(#), 0.02(#), 0.02(#), 0.02(#) [0.30, 2.7, 2.2, 0.41, 0.19, 0.27, 0.82]
小麦	0.3	0.5	○	0.2	0.1	アメリカ	<0.01(#), 0.02(#), 0.01(#), 0.10(#) [0.01, 0.03, 0.02, 0.02, 0.03]
大麦	0.5	0.3		0.5	3.0	アメリカ	[0.23, 0.14, 0.07]
ライ麦	0.3	0.3		0.2	0.3	EU	
とうもろこし	0.05	0.05		0.02	0.05	アメリカ	[<0.01, <0.01, <0.01, 0.02, <0.01, <0.01]
その他の穀類	0.5	0.3		0.5			
大豆	0.5	0.5	○	0.5	0.5	アメリカ	0.02, 0.01, 0.03(#), 0.05(#) [0.04, 0.12, 0.12, 0.07, 0.06, 0.06, 0.02]
小豆類	0.5	0.5	○		0.5	アメリカ	0.01, 0.01, <0.01(#), <0.01(#) 【米国の大豆及び乾燥豆のデータを参照】
えんどう	0.5	0.5			0.5	アメリカ	【米国の大豆及び乾燥豆のデータを参照】
そら豆	0.5	0.5			0.5	アメリカ	【米国の大豆及び乾燥豆のデータを参照】
らつかせい	0.2	0.2		0.2	0.2	アメリカ	[<0.01, 0.01, 0.01, 0.12, 0.01, <0.01, <0.01, 0.06, 0.01]
その他の豆類	0.5	0.5			0.5	アメリカ	【米国の大豆及び乾燥豆のデータを参照】
ばれいしよ	1	0.05		1	0.03	アメリカ	[0.01, 0.01, 0.01, 0.01, 0.01, 0.02, 0.01, 0.03, 0.01, <0.01, 0.01, <0.01, <0.01, 0.02, <0.01, <0.01, <0.01, <0.01, <0.01, <0.01, <0.01, <0.01]
さといも類(やつがしらを含む。)	1	0.03		1	0.03	アメリカ	【米国のばれいしよのデータを参照】
かんしよ	1	0.03		1	0.03	アメリカ	【米国のばれいしよのデータを参照】
やまいも(長いもをいう。)	1	0.03		1	0.03	アメリカ	【米国のばれいしよのデータを参照】
その他のいも類	1	0.03		1	0.03	アメリカ	【米国のばれいしよのデータを参照】
てんさい	1	0.5	○	1	0.5	アメリカ	<0.01, <0.01, <0.01(#), <0.01(#), <0.01, 0.01 [0.03, 0.05, 0.18, 0.08, 0.04, 0.10, 0.11, 0.08, 0.05]
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1	0.5	○	1	0.5	アメリカ	<0.01, <0.01 [0.41, 0.26, 0.14, 0.39, 0.11]
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	50.0	50	○	50.0		アメリカ	0.44, 0.14 [23.6, 31.4, 12.8, 9.9, 14.3]
かぶ類の根	1	0.5	○	1	0.5	アメリカ	0.02, 0.04 【米国のだいこん類の根参照】
かぶ類の葉	15	15	○				2.36, 8.64(\$)
西洋わさび	1	0.5		1	0.5	アメリカ	【米国のだいこん類の根及びデンサイのデータを参照】
クレソン	3.0	3.0	○		3.0	アメリカ	<0.20, 0.26 [0.117, 0.475, 0.511(\$), <0.0676, 1.32]
はくさい	3.0	3.0	○		3.0	アメリカ	0.10(#), 0.06 【米国のキャベツとブロッコリーのデータを参照】
キャベツ	5	3.0	○	5	3.0	アメリカ	0.08, <0.01 [1.76, 0.90, 0.321, 1.99(外葉あり), 0.176, 0.101, 0.0251, 0.174(外葉なし)]
芽キャベツ	5	3.0		5	3.0	アメリカ	[0.02, 0.04, 0.05/米国のキャベツとブロッコリーのデータを参照]

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
ケール	40	5	申				(きょうな参照)
こまつな	15	5	申				1.0,9.2(\$)
きょうな	40	5	申				8.5,24.6(\$)
チンゲンサイ	40	5	申				(きょうな参照)
カリフラワー	5	3.0		5	3.0	アメリカ	【0.02,0.06,0.17,0.15/米国のキャベツとブロッコリーのデータを参照】
ブロッコリー	5	3.0		5	3.0	アメリカ	【0.804,1.29,2.13,0.187】
その他のあぶらな科野菜	40	30	申	5			(きょうな参照)
ごぼう	1	0.5		1	0.5	アメリカ	【米国のだいこん類の根、テンサイ及びにんじんのデータを参照】
サルシフィー	1	0.5		1	0.5	アメリカ	【米国のだいこん類の根、テンサイ及びにんじんのデータを参照】
アーティチョーク	5	4.0		5	4.0	アメリカ	【1.6,1.7,2.3】
チコリ	30	30		0.3	50.0	アメリカ	【米国のレタス、リーフレタス、セロリ及びほうれんそうのデータを参照】
エンダイブ	30.0	30	○		30.0	アメリカ	<0.05,1.18 【米国のレタス、リーフレタス、セロリ及びほうれんそうのデータを参照】
しゅんぎく	30.0	30			30.0	アメリカ	【米国のレタス、リーフレタス、セロリ及びほうれんそうのデータを参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30.0	30	○	3	30.0	アメリカ	1.52,2.94,2.4(#),2.5(#)(レタス)、 14.0,15.9(サラダ菜)、21.0,5.0(リーフレタス) 【2.49,3.37,3.43,3.77,2.47,4.70,3.39,2.11(レタス)】 【6.1,3.5,4.4,10.0,8.2,4.9,13.5,2.7(リーフレタス)】
その他のきく科野菜	50	50		1	50	アメリカ	【米国のバジルのデータを参照】
たまねぎ	1.0	0.1	○	10	1.0	アメリカ	0.02(#),<0.01(#) 【0.55,0.20,0.45,0.30,<0.01,0.14,0.28,0.07】 0.96,0.20(根深ねぎ)、1.42,1.20(葉ねぎ)
ねぎ(リーキを含む。)	10	7.5	○	10			【5.5,1.4,1.2,1.4,2.3,0.58,1.0,1.9,2.0,0.19】
にんにく	0.1	0.1	○	10			<0.01,<0.01
にら	5	5	○				1.10,2.42
アスパラガス	2	2	○	0.01			0.83(\$),0.13
わけぎ	10	1	○	10			0.1,0.4(\$)
その他のゆり科野菜	50	50	○	10	50	アメリカ	0.02,0.02(らっきょう) 【米国のバジルのデータを参照】
にんじん	1	0.5	○	1	0.5	アメリカ	0.02(\$),<0.01 【0.17,0.11,0.23,0.02,0.29,0.13】
パースニップ	1	0.5		1	0.5	アメリカ	【米国のだいこん類の根、テンサイ及びにんじんのデータを参照】
パセリ	30.0	30	○		30.0	アメリカ	0.05,0.33 【19.7,14.2/米国のレタス、リーフレタス、セロリ及びほうれんそうのデータを参照】
セロリ	30.0	30		5	30.0	アメリカ	【2.1,3.8,9.1,3.2,2.3,4.6,5.6,2.2】
みつば	5	5	○				1.6,1.7
その他のせり科野菜	50	50	○	10	50	アメリカ	0.7,0.8(せり) 【米国のバジルのデータを参照】
トマト	3	1	○	3			0.40(\$),0.09(#)(トマト)、 0.2(#),0.1(#)(ミニトマト)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
ピーマン	3	3	○	3			1.18,1.28 【0.107(#),0.369(#),0.314(#),0.242(#), 0.136(#)】
なす	3	2	○	3			0.26,0.58(\$)
その他のなす科野菜	30	2.0		30	2.0	アメリカ	【0.834(#),0.499(#),0.059(#),0.915(#)( とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○	1	0.3	アメリカ	<0.01(#),0.20(#),0.16(#),<0.01(#),0.48 (\$),0.25(\$) 【0.08,0.06,0.05,0.04,0.09,0.07,0.05】
かぼちや(スカッシュを含む。)	1	1	○	1	0.3	アメリカ	0.1(#),<0.1(#)(かぼちや)、0.2,0.2(ズ ッキーニ) 【0.08,0.10,0.05,0.05,0.11(サマース カッシュ)】
しろうり	1	1	○	1	0.3	アメリカ	
すいか	1	1	○	1	0.3	アメリカ	0.01,<0.01 <0.01,<0.01
メロン類果実	1	1	○	1	0.3	アメリカ	【0.17,0.14,0.10,0.19,0.25,0.1(カンダ ローブ)】
まくわうり	1	1		1	0.3	アメリカ	
その他のうり科野菜	1	1	○	1	0.3	アメリカ	0.11,0.40(にがうり)
ほうれんそう	30.0	30			30.0	アメリカ	【2.28,18.5,8.25,2.81,23.0,13.6,12.5,1 6,6.2,10.1,9.6,14.5,0.7,7.12,0】
オクラ	3	3	○	3			1.22,1.06
しょうが	0.3	0.03	申				0.013,0.058(\$)
未成熟えんどう	3	3.0	○	3	3.0	アメリカ	0.28,1.30(さやえんどう) 【米国の未成熟豆類のデータを参照】
未成熟いんげん	3	3.0		3	3.0	アメリカ	【米国の未成熟豆類のデータを参照】
えだまめ	5	3.0	申	3			2.32(\$),0.47
その他の野菜	50	50		3	50	アメリカ	【米国のバジルのデータを参照】
みかん	1.0	1.0		PH-15	PH10	アメリカ	
なつみかんの果実全体	2	1.0		PH 15	PH10	アメリカ	【米国のレモンとグレープフルーツの データを参照】
レモン	2	1.0		PH 15	PH10	アメリカ	【0.69,0.63,0.58,0.42,0.47,0.27】 【0.44,0.28,0.83,0.56,0.23,0.35,1.05,0 .72/米国のレモンとグレープフル ーツのデータを参照】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	1.0		PH 15	PH10	アメリカ	
グレープフルーツ	2	1.0		PH 15	PH10	アメリカ	【0.18,0.20,0.18,0.18,0.24,0.24,0.37】 【米国のレモンとグレープフルーツの データを参照】
ライム	2	1.0		PH 15	PH10	アメリカ	【米国のレモンとグレープフルーツの データを参照】
その他のかんきつ類果実	2	1.0		PH 15	PH10	アメリカ	【米国のレモンとグレープフルーツの データを参照】
りんご	2	2	○				0.98(#),0.14(#)
日本なし	2	2	○				0.60(\$),0.36,0.68(\$),0.35
西洋なし	2	2	○				(日本なし参照)
びわ	0.1	0.1	○				0.014,0.017(\$),0.008
もも	0.05	1.5	○	2	1.5	アメリカ	<0.01,0.01
ネクタリン	3	3	○	2			0.5,1.4(\$)
あんず(アブリコットを含む。)	2	1.5		2	1.5	アメリカ	
すもも(ブルーベリーを含む。)	2	1.5	○	2	1.5	アメリカ	0.12,0.09
うめ	2	1.5	○	2			0.6,0.7



農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
豚の食用部分	0.07	0.01		0.07	0.05	EU
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	0.07		0.07	0.07	アフリカ
乳	0.01	0.01		0.01	0.01	EU
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.05	EU
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01	0.05	EU
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01	0.05	EU
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01	0.05	EU
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01	0.05	EU
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01	0.05	EU
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01	0.05	EU
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01	0.05	EU
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01	0.05	EU
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01	0.05	EU
鶏の卵	0.01	0.01		0.01	0.05	EU
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01	0.05	EU
魚介類	0.08	0.08				

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

\*PHは、ポストハーベスト処理に基づく基準を示す。



アゾキシストロビン推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米(玄米をいう。)	0.2	37.0	19.5	27.9	37.8
小麦	0.3	35.0	24.7	37.0	25.0
大麦	0.5	3.0	0.1	0.2	1.8
ライ麦	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
とうもろこし	0.05	0.1	0.2	0.1	0.0
その他の穀類	0.5	0.2	0.1	0.3	0.2
大豆	0.5	28.1	16.9	22.8	29.4
小豆類	0.5	0.7	0.3	0.1	1.4
えんどう	0.5	0.2	0.1	0.2	0.2
そら豆	0.5	0.1	0.1	0.1	0.2
らつかせい	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1
その他の豆類	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
ばれいしょ	1	36.6	21.3	39.8	27.0
さといも類(やつがしらを含む。)	1	11.6	5.7	7.9	17.3
かんしょ	1	15.7	17.7	13.8	16.8
やまいも(長いもをいう。)	1	2.6	0.5	1.6	4.3
その他のいも類	1	0.4	0.3	0.8	0.4
てんさい	1	4.5	3.7	3.4	4.0
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1	45.0	18.7	28.7	58.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	50.0	110.0	25.0	45.0	170.0
かぶ類の根	1	2.6	0.7	0.7	4.2
かぶ類の葉	15	7.5	1.5	4.5	16.5
西洋わさび	1	0.1	0.1	0.1	0.1
クレソン	3.0	0.3	0.3	0.3	0.3
はくさい	3.0	88.2	30.9	65.7	95.1
キャベツ	5	114.0	49.0	114.5	99.5
芽キャベツ	5	0.5	0.5	0.5	0.5
ケール	40	4.0	4.0	4.0	4.0
こまつな	15	64.5	30.0	24.0	88.5
きょうな	40	12.0	4.0	4.0	12.0
チンゲンサイ	40	56.0	12.0	40.0	76.0
カリフラワー	5	2.0	0.5	0.5	2.0
ブロッコリー	5	22.5	14.0	23.5	20.5
その他のあぶらな科野菜	40	84.0	12.0	8.0	124.0
ごぼう	1	4.5	1.6	2.4	5.2
サルシフィー	1	0.1	0.1	0.1	0.1
アーティチョーク	5	0.5	0.5	0.5	0.5
チョコリ	30	3.0	3.0	3.0	3.0
エンダイブ	30.0	3.0	3.0	3.0	3.0
しゆんぎく	30.0	75.0	18.0	57.0	111.0
レタス(サラダ菜及びらしやを含む。)	30.0	183.0	75.0	192.0	126.0
その他のきく科野菜	50	20.0	5.0	25.0	35.0
たまねぎ	1.0	30.3	18.5	33.1	22.6
ねぎ(リーキを含む。)	10	113.0	45.0	82.0	135.0
にんにく	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
にら	5	8.0	3.5	3.5	8.0
アスパラガス	2	1.8	0.6	0.8	1.4
わけぎ	10	2.0	1.0	1.0	3.0
その他のゆり科野菜	50	45.0	5.0	5.0	90.0
にんじん	1	24.6	16.3	25.1	22.3
パースニップ	1	0.1	0.1	0.1	0.1
パセリ	30.0	3.0	3.0	3.0	3.0
セロリ	30.0	12.0	3.0	9.0	12.0
みつば	5	1.0	0.5	0.5	1.0
その他のせり科野菜	50	5.0	5.0	5.0	15.0
トマト	3	72.9	50.7	73.5	56.7
ピーマン	3	13.2	6.0	5.7	11.1
なす	3	12.0	2.7	9.9	17.1
その他のなす科野菜	30	6.0	3.0	3.0	9.0
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	16.3	8.2	10.1	16.6
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	9.4	5.8	6.9	11.5
しろりり	1	0.3	0.1	0.1	0.8
すいか	1	0.1	0.1	0.1	0.1
メロン類果実	1	0.4	0.3	0.10	0.3
まくわうり	1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のうり科野菜	1	0.5	0.1	2.3	0.7
ほうれんそう	30.0	561.0	303.0	522.0	651.0

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
オクラ	3	0.9	0.6	0.6	0.9
しょうが	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2
未成熟えんどう	3	1.8	0.6	2.1	1.8
未成熟いんげん	3	5.7	3.6	5.4	5.4
えだまめ	5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他の野菜	50	630.0	485.0	480.0	610.0
みかん	1.0	41.6	35.4	45.8	42.6
なつみかんの果実全体	2	0.2	0.2	0.2	0.2
レモン	2	0.6	0.4	0.6	0.6
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2	0.8	1.2	1.6	0.4
グレープフルーツ	2	2.4	0.8	4.2	1.6
ライム	2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他のかんきつ類果実	2	0.8	0.2	0.2	1.2
りんご	2	70.6	72.4	60.0	71.2
日本なし	2	10.2	8.8	10.6	10.2
西洋なし	2	0.20	0.20	0.20	0.20
びわ	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
もも	0.05	0.0	0.0	0.2	0.0
ネクタリン	3	0.3	0.3	0.3	0.3
アンズ (アブリコットを含む。)	2	0.2	0.2	0.2	0.2
すもも (プルーンを含む。)	2	0.4	0.2	2.8	0.4
うめ	2	2.2	0.6	2.8	3.2
おうとう (チェリーを含む。)	3	0.3	0.3	0.3	0.3
いちご	10	3.0	4.0	1.0	1.0
ラズベリー	5.0	0.5	0.5	0.5	0.5
ブラックベリー	5.0	0.5	0.5	0.5	0.5
ブルーベリー	5	0.5	0.5	0.5	0.5
クランベリー	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
ハuckleベリー	5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他のベリー類果実	5.0	0.5	0.5	0.5	0.5
ぶどう	10	58.0	44.0	16.0	38.0
かき	1	31.4	8.0	21.5	49.6
バナナ	3	37.8	33.9	26.1	53.1
パパイヤ	2.0	0.2	0.2	0.2	0.2
アボカド	1	0.2	0.1	0.1	0.2
グアバ	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
マンゴー	1	0.1	0.1	0.1	0.1
パッションフルーツ	1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他の果実	3	11.7	17.7	4.2	5.1
べにばなの種子	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
綿実	0.7	0.1	0.1	0.1	0.1
なたね	1	8.4	5.0	8.2	5.3
ぎんなん	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
くり	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
ペカン	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
アーモンド	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
クルミ	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のナッツ類	1	0.1	0.1	0.1	0.1
茶	10	30.0	14.0	35.0	43.0
コーヒー豆	0.05	0.1	0.0	0.1	0.1
ホップ	30	3.0	3.0	3.0	3.0
その他のスパイス	30	3.0	3.0	3.0	3.0
その他のハーブ	70	7.0	7.0	7.0	7.0
陸棲哺乳類の肉類	0.01	0.6	0.3	0.6	0.6
陸棲哺乳類の乳類	0.01	1.4	2.0	1.8	1.4
家禽の肉類	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2
家禽の卵類	0.01	0.4	0.3	0.4	0.4
魚介類	0.08	7.5	3.4	7.5	7.5
計		3006.2	1668.8	2373.8	3296.6
ADI比 (%)		31.3	58.7	23.7	33.8

高齢者については畜水産物の摂取量データが、妊婦については水産物の摂取量データがそれぞれないため、国民平均の摂取量を参考とした。

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

平成10年 4月24日	初回農薬登録
平成16年11月16日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係わる連絡及び基準設定依頼（適用拡大：だいこん及びピーマン）
平成16年11月30日	厚生労働大臣より残留基準設定に係わる食品健康影響評価について要請
平成17年11月29日	残留農薬基準告示
平成18年 2月22日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（適用拡大：にんじん、ねぎ等）
平成18年 7月18日	厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について追加要請
平成18年12月21日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成19年 9月21日	残留農薬基準告示
平成19年 9月21日	農林水産省より厚生労働省へ基準設定依頼（魚介類）
平成19年10月 2日	厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成19年11月15日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成20年 6月30日	残留農薬基準告示
平成21年 4月20日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（適用拡大：バナナ、しょうが等）
平成21年 6月 8日	厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成22年 1月28日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成22年 5月27日	薬事・食品衛生審議会への諮問
平成22年 6月 4日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科特任教授
生方 公子	北里大学北里生命科学研究so病原微生物分子疫学研究室教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
佐藤 清	財団法人残留農薬研究所理事・化学部長
志賀 正和	元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生生活科学部食生活科学科教授
永山 敏廣	東京都健康安全研究センター 医薬品部長
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
鱒淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)

答申 (案)

アゾキシストロビン

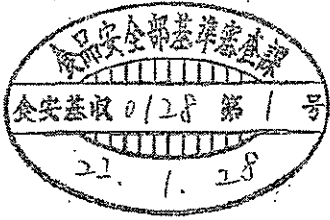
食品名	残留基準値	
	ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	
小麦	0.3	
大麦	0.5	
ライ麦	0.3	
とうもろこし	0.05	(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、小麦粉、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
その他の穀類 <sup>(注1)</sup>	0.5	
大豆	0.5	
小豆類	0.5	
えんどう	0.5	
そらまめ	0.5	
らっかせい	0.2	
その他の豆類 <sup>(注2)</sup>	0.5	(注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そらまめ、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
ばれいしょ	1	
さといも類(やつがしらを含む。)	1	
かんしょ	1	
やまいも(長いもをいう。)	1	
その他のいも類 <sup>(注3)</sup>	1	(注3)「その他のいも類」とは、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃく以外のものをいう。
てんさい	1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	50.0	
かぶ類の根	1	
かぶ類の葉	15	
西洋わさび	1	
クレソン	3.0	
はくさい	3.0	
キャベツ	5	
芽キャベツ	5	
ケール	40	
こまつな	15	
きょうな	40	
チンゲンサイ	40	
カリフラワー	5	
ブロッコリー	5	
その他のあぶらな科野菜 <sup>(注4)</sup>	40	(注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
ごぼう	1	
サルシフィー	1	
アーティチョーク	5	
チコリ	30	
エンダイブ	30.0	
しゅんぎく	30.0	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30.0	
その他のきく科野菜 <sup>(注5)</sup>	50	
たまねぎ	1.0	
ねぎ(リーキを含む。)	10	
にんにく	0.1	
にら	5	
アスパラガス	2	(注6)「その他ゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
わけぎ	10	
その他のゆり科野菜 <sup>(注6)</sup>	50	

アゾキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値	
	ppm	
にんじん	1	
パースニップ	1	
パセリ	30.0	
セロリ	30.0	
みつば	5	
その他のせり科野菜 <sup>(注7)</sup>	50	(注7)「その他せり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば及びハーブ以外のものをいう。
トマト	3	
ピーマン	3	
なす	3	
その他のなす科野菜 <sup>(注8)</sup>	30	(注8)「その他なす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	
かぼちや(スカッシュを含む。)	1	
しろり	1	
すいか	1	
メロン類果実	1	
まくわうり	1	
その他のうり科野菜 <sup>(注9)</sup>	1	(注9)「その他うり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類、及びまくわうり以外のものをいう。
ほうれんそう	30.0	
オクラ	3	
しょうが	0.3	
未成熟えんどう	3	
未成熟いんげん	3	
えだまめ	5	
その他の野菜 <sup>(注10)</sup>	50	(注10)「その他野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、おくら、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	1.0	
なつみかんの果実全体	2	
レモン	2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	
グレープフルーツ	2	
ライム	2	
その他のかんきつ類果実 <sup>(注11)</sup>	2	(注11)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご	2	
日本なし	2	
西洋なし	2	
びわ	0.1	
もも	0.05	
ネクタリン	3	
あんず(アプリコットを含む。)	2	
すもも(プルーンを含む。)	2	
うめ	2	
おうとう(チェリーを含む。)	3	
いちご	10	
ラズベリー	5.0	
ブラックベリー	5.0	
ブルーベリー	5	
クランベリー	0.5	
ハックルベリー	5	
その他のベリー類果実 <sup>(注12)</sup>	5.0	(注12)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう	10	
かき	1	

アゾキシストロビン(つづき)

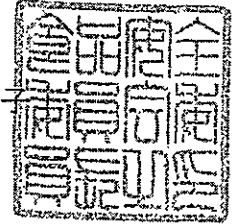
食品名	残留基準値	
	ppm	
バナナ	3	
パパイヤ	2.0	
アボカド	1	
グアバ	0.3	
マンゴー	1	
パッションフルーツ	1	
その他の果実 <sup>(注13)</sup>	3	(注13)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
べにばなの種子	0.5	
綿実	0.7	
なたね	1	
ぎんなん	0.01	
くり	0.02	
ペカン	0.02	
アーモンド	0.02	
くるみ	0.02	
その他のナッツ類 <sup>(注14)</sup>	1	(注14)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びクルミ以外のものをいう。
茶	10	
コーヒー豆	0.05	
ホップ	30	
その他のスパイス <sup>(注15)</sup>	30	(注15)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のハーブ <sup>(注16)</sup>	70	(注16)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>(注17)</sup> の筋肉	0.01	(注17)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の脂肪	0.05	
豚の脂肪	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	
牛の肝臓	0.07	
豚の肝臓	0.07	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07	
牛の腎臓	0.07	
豚の腎臓	0.07	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	
牛の食用部位 <sup>(注18)</sup>	0.07	(注18)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部位	0.07	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きん <sup>(注19)</sup> の筋肉	0.01	(注19)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部位	0.01	
その他の家きんの食用部位	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
魚介類	0.08	



府食第64号  
平成22年1月28日

厚生労働大臣  
長妻 昭 殿

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子



食品健康影響評価の結果の通知について

平成21年6月8日付け厚生労働省発食安第0608001号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められたアゾキシストロビンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

アゾキシストロビンの一日摂取許容量を0.18 mg/kg 体重/日と設定する。



農薬評価書

# アゾキシストロビン

(第3版)

2010年1月

食品安全委員会

## 目次

	頁
○ 審議の経緯 .....	3
○ 食品安全委員会委員名簿 .....	5
○ 食品安全委員会農業専門調査会専門委員名簿 .....	5
○ 要約 .....	7
I. 評価対象農薬の概要 .....	8
1. 用途 .....	8
2. 有効成分の一般名 .....	8
3. 化学名 .....	8
4. 分子式 .....	8
5. 分子量 .....	8
6. 構造式 .....	8
7. 開発の経緯 .....	8
II. 安全性に係る試験の概要 .....	9
1. 動物体内運命試験 .....	9
(1) 吸収 .....	9
(2) 分布 .....	9
(3) 代謝 .....	10
(4) 排泄 .....	11
2. 植物体内運命試験 .....	12
(1) 稲 .....	12
(2) 小麦 .....	13
(3) ぶどう .....	14
(4) らっかせい .....	14
3. 土壌中運命試験 .....	15
(1) 好氣的湛水土壌中運命試験 .....	15
(2) 好氣的及び嫌氣的湛水土壌中運命試験 .....	15
(3) 好氣的土壌中運命試験 .....	16
(4) 土壌表面における光分解 .....	16
(5) 土壌吸着試験 (日本土壌) .....	16
(6) 土壌吸着試験 (英国土壌) .....	16
(7) 土壌カラムリーチング試験 .....	17
4. 水中運命試験 .....	17
(1) 加水分解試験 .....	17
(2) 水中光分解試験 (滅菌緩衝液) .....	17

(3) 水中光分解試験 (自然水及び蒸留水)	18
5. 土壌残留試験	18
6. 作物等残留試験	19
(1) 作物残留試験	19
(2) 魚介類における最大推定残留値	19
(3) 乳汁移行試験	19
(4) 推定摂取量	19
7. 一般薬理試験	20
8. 急性毒性試験	21
(1) 急性毒性試験	21
(2) 急性神経毒性試験	21
9. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験	22
10. 亜急性毒性試験	22
(1) 90日間亜急性毒性試験 (ラット)	22
(2) 90日間亜急性毒性試験 (イヌ)	23
(3) 90日間亜急性神経毒性試験 (ラット)	23
11. 慢性毒性試験及び発がん性試験	24
(1) 1年間慢性毒性試験 (イヌ)	24
(2) 2年間慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット)	24
(3) 2年間発がん性試験 (マウス)	25
12. 生殖発生毒性試験	26
(1) 2世代繁殖試験 (ラット)	26
(2) 発生毒性試験 (ラット)	26
(3) 発生毒性試験 (ウサギ) ①	27
(4) 発生毒性試験 (ウサギ) ②	27
13. 遺伝毒性試験	27
III. 食品健康影響評価	29
・別紙1: 代謝物/分解物略称	32
・別紙2: 検査値等略称	33
・別紙3: 作物残留試験成績	34
・別紙4: 推定摂取量	71
・参照	73

## <審議の経緯>

### ○第1版関係

#### —清涼飲料水関係—

- |       |     |     |  |
|-------|-----|-----|--|
| 2003年 | 7月  | 1日  | 厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請(厚生労働省発食安第0701015号) |
| 2003年 | 7月  | 3日  | 関係書類の接受(参照1)   |
| 2003年 | 7月  | 18日 | 第3回食品安全委員会(要請事項説明)(参照2)                                  |
| 2003年 | 10月 | 8日  | 関係書類の接受(参照3)<br>(アゾキシストロビンを含む要請対象93農薬を特定)                |
| 2003年 | 10月 | 27日 | 第1回農薬専門調査会(参照4)  |
| 2004年 | 1月  | 28日 | 第6回農薬専門調査会(参照5)  |
| 2005年 | 1月  | 12日 | 第22回農薬専門調査会(参照6)   |

#### —適用拡大申請及びポジティブリスト制度関係—

- |       |     |     |  |
|-------|-----|-----|--|
| 1998年 | 4月  | 24日 | 初回農薬登録   |
| 2004年 | 11月 | 16日 | 農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼(適用拡大:だいこん及びピーマン)                  |
| 2004年 | 11月 | 30日 | 厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請(厚生労働省発食安第1130001号)                 |
| 2004年 | 12月 | 1日  | 関係書類の接受(参照7~59)  |
| 2004年 | 12月 | 9日  | 第73回食品安全委員会(要請事項説明)(参照60)  |
| 2005年 | 2月  | 9日  | 第24回農薬専門調査会(参照61)  |
| 2005年 | 11月 | 29日 | 残留農薬基準告示(参照62)   |
| 2006年 | 2月  | 22日 | 農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼(適用拡大:にんじん、ねぎ等)                    |
| 2006年 | 3月  | 6日  | 関係書類の接受(参照63~65)   |
| 2006年 | 7月  | 18日 | 厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について追加要請(厚生労働省発食安第0718005号)、関係書類の接受(参照66) |
| 2006年 | 7月  | 20日 | 第153回食品安全委員会(要請事項説明)(参照67)   |
| 2006年 | 10月 | 16日 | 第5回農薬専門調査会総合評価第二部会(参照68)   |
| 2006年 | 11月 | 1日  | 第6回農薬専門調査会幹事会(参照69)  |
| 2006年 | 11月 | 9日  | 第167回食品安全委員会(報告)   |
| 2006年 | 11月 | 9日  | より12月8日 国民からの御意見・情報の募集   |
| 2006年 | 12月 | 19日 | 農薬専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告   |
| 2006年 | 12月 | 21日 | 第172回食品安全委員会(報告)<br>(同日付け厚生労働大臣へ通知)(参照70)                          |

2007年 9月 21日 残留農薬基準告示 (参照 71)

○第2版関係

2007年 9月 21日 農林水産省より厚生労働省へ基準設定依頼 (魚介類)

2007年 10月 2日 厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請 (厚生労働省発食安第 1002002 号)、関係書類の接受 (参照 72~74)

2007年 10月 4日 第 209 回食品安全委員会 (要請事項説明) (参照 75)

2007年 11月 7日 第 30 回農薬専門調査会幹事会 (参照 76)

2007年 11月 13日 農薬専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告

2007年 11月 15日 第 215 回食品安全委員会 (報告)  
(同日付け厚生労働大臣へ通知) (参照 77)

○第3版関係

2009年 4月 20日 農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼 (適用拡大: バナナ、しょうが等)

2009年 6月 8日 厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請 (厚生労働省発食安第 0608001 号)

2009年 6月 9日 関係書類の接受 (参照 81~83)

2009年 6月 11日 第 289 回食品安全委員会 (要請事項説明) (参照 84)

2010年 1月 28日 第 318 回食品安全委員会 (審議)  
(同日付け厚生労働大臣へ通知)

＜食品安全委員会委員名簿＞

(2006年6月30日まで)

寺田雅昭 (委員長)  
寺尾允男 (委員長代理)  
小泉直子  
坂本元子  
中村靖彦  
本間清一  
見上 彪

(2006年12月20日まで)

寺田雅昭 (委員長)  
見上 彪 (委員長代理)  
小泉直子  
長尾 拓  
野村一正  
畑江敬子  
本間清一

(2009年6月30日まで)

見上 彪 (委員長)  
小泉直子 (委員長代理\*)  
長尾 拓  
野村一正  
畑江敬子  
廣瀬雅雄\*\*  
本間清一

\*: 2007年2月1日から

\*\* : 2007年4月1日から

(2009年7月1日から)

小泉直子 (委員長)  
見上 彪 (委員長代理\*)  
長尾 拓  
野村一正  
畑江敬子  
廣瀬雅雄  
村田容常

\*: 2009年7月9日から

＜食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿＞

(2006年3月31日まで)

鈴木勝士 (座長)  
廣瀬雅雄 (座長代理)  
石井康雄  
江馬 真  
太田敏博

小澤正吾  
高木篤也  
武田明治  
津田修治\*  
津田洋幸

出川雅邦  
長尾哲二  
林 真  
平塚 明  
吉田 緑

\*: 2005年10月1日から

(2007年3月31日まで)

鈴木勝士 (座長)  
廣瀬雅雄 (座長代理)  
赤池昭紀  
石井康雄  
泉 啓介  
上路雅子

三枝順三  
佐々木有  
高木篤也  
玉井郁巳  
田村廣人  
津田修治

根岸友恵  
林 真  
平塚 明  
藤本成明  
細川正清  
松本清司

白井健二  
江馬 眞  
大澤貫寿  
太田敏博  
大谷 浩  
小澤正吾  
小林裕子

津田洋幸  
出川雅邦  
長尾哲二  
中澤憲一  
納屋聖人  
成瀬一郎  
布柴達男

柳井徳磨  
山崎浩史  
山手丈至  
與語靖洋  
吉田 緑  
若栗 忍

(2007年4月1日から2007年11月15日まで)

鈴木勝士 (座長)  
林 眞 (座長代理\*)  
赤池昭紀  
石井康雄  
泉 啓介  
上路雅子  
白井健二  
江馬 眞  
大澤貫寿  
太田敏博  
大谷 浩  
小澤正吾  
小林裕子  
三枝順三

佐々木有  
代田眞理子\*\*\*\*  
高木篤也  
玉井郁巳  
田村廣人  
津田修治  
津田洋幸  
出川雅邦  
長尾哲二  
中澤憲一  
納屋聖人  
成瀬一郎\*\*\*  
西川秋佳\*\*  
布柴達男

根岸友恵  
平塚 明  
藤本成明  
細川正清  
松本清司  
柳井徳磨  
山崎浩史  
山手丈至  
與語靖洋  
吉田 緑  
若栗 忍

\* : 2007年4月11日から

\*\* : 2007年4月25日から

\*\*\* : 2007年6月30日まで

\*\*\*\* : 2007年7月1日から

## 要 約

ストロビルリン系殺菌剤である「アゾキシストロビン」(CAS No.131860-33-8)について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施した。

評価に供した試験成績は、動物体内運命(ラット)、植物体内運命(稲、小麦、ぶどう及びらっかせい)、作物等残留、亜急性毒性(ラット及びイヌ)、慢性毒性(イヌ)、慢性毒性/発がん性併合(ラット)、発がん性(マウス)、2世代繁殖(ラット)、発生毒性(ラット及びウサギ)、遺伝毒性試験等である。

試験結果から、アゾキシストロビン投与による影響は、主に体重増加量、血液及び胆管に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の18.2 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.18 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。



## I. 評価対象農薬の概要

### 1. 用途

殺菌剤

### 2. 有効成分の一般名

和名：アゾキシストロビン

英名：azoxystrobin (ISO 名)

### 3. 化学名

IUPAC

和名：メチル=(*E*)-2-{2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル}-3-メトキシアクリレート

英名：methyl (*E*)-2-{2-[6-(2-cyanophenoxy) pyrimidin-4-yloxy] phenyl}-3-methoxyacrylate

CAS (No.131860-33-8)

和名：メチル (*E*)-2-[[6-(2-シアノフェノキシ)-4-ピリミジニル]オキシ]- $\alpha$ -(メトキシメチレン) ベンゼンアセテート

英名：methyl (*E*)-2-[[6-(2-cyanophenoxy)-4-pyrimidinyl]oxy]- $\alpha$ -(methoxymethylene) benzeneacetate

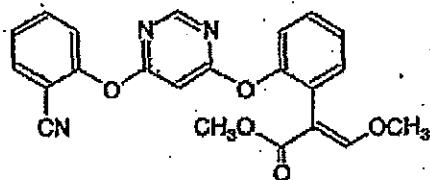
### 4. 分子式

C<sub>22</sub>H<sub>17</sub>N<sub>3</sub>O<sub>5</sub>

### 5. 分子量

403.4

### 6. 構造式



### 7. 開発の経緯

アゾキシストロビンは、1992年に英国ゼネカ社により開発されたストロビルリン系殺菌剤であり、ミトコンドリアのチトクロームbc1複合体のQ<sub>o</sub>部位に結合することで電子伝達系を阻害し、細菌の呼吸を阻害すると考えられる。なお、本化合物には立体異性体が存在するが、本品の有効成分は*E*体のみである。

アゾキシストロビンは、約50カ国で主に米、小麦、豆類、ぶどう等に登録されており、我が国では1998年4月24日に初めて登録された。今回、適用拡大申請（バナナ、しょうが等）がなされている。